第2章２　コラム？

　財産管理契約での金融機関ごとの窓口対応の違い

**１、任意後見の場合**

金融機関に対して、任意後見が発効した後に任意後見人としての登録に行く際に、どの様な書類を準備して行くのかという心配があるかもしれません。しかし、基本的には事前に当該支店に電話したうえで確認したものを持参すればよいと思われます。

　そうはいっても、金融機関の窓口の担当者は、後見業務に慣れているところとそうでないところの差が大きいので、二度手間、三度手間は覚悟しておく必要があります。ただし、手間はかかっても任意後見契約が発効して任意後見監督人が選任され登記がされた場合には「手続きができない。」ということはありえないと思います。

**２、財産管理の場合**

問題となるのは、財産管理等委任契約（任意代理契約）の場合です。

財産管理等委任契約（以下、財産管理契約という）は、後見ではなく、判断能力がある期間中の本人からの委任による財産の管理です。金融機関よって財産管理契約の状態での対応が、まちまちだと思ってください。支店レベルでもいうことは、違うと思っておいた方が良いでしょう。いくつかの金融機関での対応状況を書き出してみます。

**三井住友銀行**

三井住友銀行では、財産管理契約書の原本と任意後見契約書の謄本、司法書士法人（法人の場合）の登記事項証明書、代表社員の本人確認書類、代表社員から窓口に出向いた担当者への委任状（実印押印）、印鑑証明書を持参し、届け出印にする印鑑の登録をします。三井住友銀行では、マニュアルが有り、きちんと登録をすることができるので全支店で問い合わせをすれば答えてくれる環境があるでしょう。

**三井住友信託銀行**

　　三井住友信託銀行でも同じ流れで届け出ができます。SMBC系は財産管理契約での手続きに関して問題がないかと思います。

（司法書士法人の登記事項証明書、代表社員の本人確認書類は、以下全ての金融機関で共通しているので以下、省略します。）

**みずほ銀行**

みずほ銀行は、財産管理の状態では、ある支店では、全く受け付けてもらえませんでした。しかし、支店によっては、特に本人確認もなく100万円以内であれば通帳と印鑑があれば振込、引き出しできる支店もあるので、支店レベルで対応が異なっているだと思われます。

代理人登録の制度もあるので、財産管理契約の公正証書を窓口に持参して登録し、6カ月おきに更新していくのが原則になっていると思われます。

**三菱ＵＦＪ銀行**

三菱ＵＦＪ銀行は、財産管理契約の公正証書を持参の上、本人と財産管理の受任者が窓口に同行し代理人登録するのが原則です。代理人登録制度があるので、基本的には財産管理契約だけでの対応は、してくれない可能性があると思われます。本人の状態によって同行できない場合は、司法書士などの専門職が受任者であれば、財産管理契約の公正証書を持参すれば、受任者だけで代理権目録をしてくれる可能性があるようですが支店によって対応は変わると思われます。

**ゆうちょ銀行**

ゆうちょ銀行は財産管理契約書をもって委任状として対応してくれます。支店から一度本部に問い合わせた上での対応なので、全支店で同じ対応だと考えられます。ただし契約日付から6ヶ月を過ぎると本人確認の電話連絡がされますが、本人が電話に出ることができれば問題ありません。問題は、判断能力がしっかりしていてもベッドから起き上がれず電話に出ることができないとか、耳が聞こえにくい状態になると難しくなります。その場合は、個別に委任状を書いて貰う方法もあります。  
　ゆうちょ銀行は委任状で一定の取引ができますので、財産管理を受ける際の金融機関が、ゆうちょ銀行のみの場合は、財産管理契約にこだわらず、委任状で取引をしてもらうのも一つの方法かも知れません。

ゆうちょ銀行も、公正証書での財産管理契約を持参すると代理人登録制度ができると思います。

<https://www.jp-bank.japanpost.jp/tetuzuki/ininjo/tzk_inj_index.html>

**さわやか信用金庫**

　　　関東圏だと、さわやか信用金庫での取引も多いと思いますが、さわやか信金では、三井住友銀行と同じような書類を提出したうえで、本人様確認をさわやか信金の担当者から本人と直接行うことになります。

**りそな銀行**

りそな銀行では、どういう対応をしたら良いかわからないという支店もありましたが、りそな銀行にも「代理人届け」という制度があるので、そちらを利用するということになるのかもしれません。

ここ数年で、金融機関は「代理人届け」や「代理人登録」という制度が急速に進んだ様子です。財産管理契約と代理人登録などを並行して進めることが、業務を円滑に進めるために有効になりそうです。

**その他**

　　　他にも、特定の財産を引渡して、財産管理を委任したということを記載した「財産管理のための財産引き渡しの書類」を要求される金融機関もあります。とりあえず、財産引き渡し確認書を持って契約の効力が発効する場合は、必要書類として持参するべきです。

直接は経験していませんが、財産管理契約が解除されていないことを証する書面を求める金融機関もあるそうです。

**３、金融機関を変更**

　　財産管理をしようと思っている金融機関がどうしても対応してくれない場合は、本人の判断能力がしっかりしているのですから、対応してくれる金融機関に財産を移すことも考えることも一つの方法かも知れません。とは言え、その金融機関から、いろいろな引き落としのための口座になっている場合は、変更は面倒な作業ではあります。

**４、民事信託**

財産管理をしようと思っていても金融機関がどうしても対応してくれない場合は、家族間であれば、民事信託で子どもに受託者になってもらい、ある程度の額を受託者名義の信託口座に移すことを考えることもあるのかもしれません。しかし、士業が受任者の時は、信託の受託者にはなれません。そのため民事信託という選択肢が選べません。何とか金融機関と交渉して対応して貰えるように調整するしかありません。

ただし、民事信託をしても、信託口口座でなく信託口座の場合は、受託者が先に死亡すると、委託者の財産が受託者の固有の財産として、受託者の相続財産として扱われてしまうことがあるので注意が必要です。また、信託口口座だとしても、実際は受託者の相続財産として名寄せされてしまう、いわゆる「なんちゃって信託口口座」のことがあります。受託者の死亡時に、誰の名義に名寄せされるのかを当該金融機関に確認しておくと良いでしょう。

**５、指定代理人**

　　金融機関によっては、財産管理契約には対応していないけれど、指定代理人の登録ができる金融機関があります。場合によっては、その登録を考える必要があります。

ガイアの資料を見て追加もありうる